

4・サービスの利用料金

(1) 利用料

利用料につきましては、厚生労働大臣の定める基準による金額となります。

ただし、保険料の滞納等がある場合、保険給付金が直接事業所に支払われないことがあります。

この場合は、厚生労働大臣が定める基準による金額をご利用より直接頂戴し、あわせて事業所よりサービス提供証明書を発行させていただきます。（後日、利用者から市町村窓口はこのサービス提供証明書をご提示されますと払い戻しされます。）

【利用料金及び居宅介護支援費】

居宅介護支援費（Ⅰ）	介護支援専門員一人あたりの 担当件数が1～39件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費（Ⅱ）	介護支援専門員一人あたりの 担当件数が40～59件	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援費（Ⅲ）	介護支援専門員一人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

【利用料金及び居宅介護支援費（減算）】

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上 集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域 密着型通所介護・特定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
-----------	--	--------------

運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない 場合 運営基準減算が2月以上継続している場合 算定できない	基本単位数の50%に 減算
--------	---	------------------

【特定事業所加算】

算定要件		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算A
		(505単位)	(407単位)	(309単位)	(100単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置 していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置 していること	3名以上	3名以上	3名以上	常勤： 1名以上 非常勤： 1名以上

③	利用者に対する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○
④	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携可
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～5であるものが4割以上であること	○	/	/	/
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携可
⑦	地域包括支援センターと連携を図り、みずから積極的に支援困難な事例対応可能な体制を整備していること	○	○	○	○
⑧	地域包括支援センター等が主催する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
⑨	他法人と協働で等に参加していること	○	○	○	○ 連携可
⑩	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員一人当たりの利用者の平均件数が40名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は45名未満）であること	○	○	○	○
⑫	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携可
⑬	必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

* 特定事業所医療介護連携加算125単位 （回数は年間：前々年度3月から前年度2月までの総数）

- 1、特定事業所加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを算定している。
- 2、退院退所加算を算定し、その医療機関など連携可数が35回以上であること。
- 3、ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が5回以上であること。

【加算】

初回加算	新規として取り扱われる計画書を作成した場合 要介護状態区分が2区分以上変更された時、居宅サービス 計画を作成する場合	300単位
通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況や 生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者 に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに 記録した場合。	50単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院 又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院した日の翌日、または翌々日に 当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を 行った場合	200単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者 に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 一回受けていること	450単位
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者 に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受け ていること	600単位
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者 に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 二回受けていること	600単位
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者 に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回は カンファレンスによること	750単位
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者 に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回は カンファレンスによること	900単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日 以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医 及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者 に提供した場合算定	400単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員 と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、 必要に応じて居宅サービス等の利用者調整を行った場合	200単位

当事業所の地域区分は2級地で、1単位は11・12円です。